

内閣総理大臣施政方針演説に対する代表質問

[議事録2/4]

地方行財政問題

- ・国が地方交付税を国の政策手段として使うという地方交付税の性格を否定することに対する見解
- ・地方財源不足に関するルールについての基本的見解
- ・国と地方の役割分担に関する根本的見直しを不間に付したままの地方交付税の削減であることに対する見解

○吉川沙織君

次に、地方行財政問題について伺います。

政府は、財務省のかいらいである財政制度等審議会に世論を誘導させ、財務省の意向に沿った地方財政改革をもくろんでいます。

また、その逆に、財政審の平成25年度予算編成に向けた考え方では、算出根拠を伴わない歳出特別枠の地方財政計画への計上を批判させておきながら、国から中央集権的に地方公務員給与を削減させ、その削減額に見合った事業費に合わせて、歳出に特別枠を設定しています。



これでは、単に弱い自治

体いじめではありませんか。自治体の財政事情は千差万別です。国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を強制的に削減した場合、財政力の弱い団体ほど、その影響を大きく受けることになります。また、今の政権は、地域経済の再生なくして日本経済の再生なしと、国と地方の共通認識をお持ちなのではありませんか。その点からも極めて遺憾な問題です。総理、そして総務大臣も経験された財務大臣の見解を伺います。

地方の自主性、自立性を最優先として地方を重視した施策を進めることは重要です。国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかる重大な問題です。ましてや、地方交付税を国の政策目的実現のための手段として用いることは、地方の固有財源という地方交付税の性格を否定するものであり、断じて行うべきではありません。総理及び総務大臣の見解を伺います。



次に、安倍政権での地方分権についてお伺いします。

かつての地方分権改革推進委員会の第二次勧告では、国の出先機関の改革方針を具体かつ明確に示し、それに基づいて国家公務員の3万5千人削減を勧告しておられます。この方針はまた復活するということでしょうか。国の出先機関について

では廃止などの抜本的改革を行い、国家公務員についても地方並みに大規模な定数削減を断行するのでしょうか。委員会を設置した当時の総理である安倍総理と、同勧告を受け取った当時の総理である財務大臣、そして現在の総務大臣にそれぞれ見解を伺います。

地方財政は、国の財政ルールに強く縛られながら、日本国民が日本中どこに住んでも同一水準の行政サービスが受けられるよう、自治体は日々努力しています。

ところが、先ほどの財政制度等審議会の考え方によれば、「今まま国による地方歳出の財源保障を続けることは難しく、地方交付税の財源保障機能を縮小・限定するとともに、各地方団体が地域住民と向き合って自主的な財源調達を行うことが求められるようになると考えられる。」とされています。

そこで、かつて地方の味方であった財務大臣と、現在地方の味方であるはずの総務大臣の双方に伺います。現在、地方財源不足の補填に関しては、国、地方の折半ルールが採用されています。このルールは2013年度までのはずです。翌年度以降は国に配慮した別のルールが検討されるのでしょうか。

また、同じく財政審の考え方によれば、これも現在、当分の間の措置とされている地方法人特別税・譲与税

について、自治体間の水平的な財政調整を行う財政調整目的税として恒久化するのも将来の選択肢であると読めるくだりがあります。これは、現在の地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を無理やり切り離し、財源保障機能について国の責任を放棄し、財政調整目的税で代替させようというではありませんか。地方法人特別税・譲与税は税の抜本的改革までの当分の措置とされ、未解決の問題です。

財務大臣及び総務大臣は、地方交付税の機能の在り方、地方法人特別税・譲与税の取扱いについてどのような見解をお持ちなのか、伺います。

そもそも、真の分権型社会の実現に向け、自治体の自主的かつ自立的な行財政運営を可能とする歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とする必要があります。



ところが、政府は、国、地方の役割分担に関する根本的見直しを不間に付したまま、ひたすら地方交付税の削減を目指しています。このような姿勢は、地方分権改革に逆行するのではありませんか。総理及び総務大臣の見解を伺います。

続きの議事録(3/4)は、[こちら](#)です。